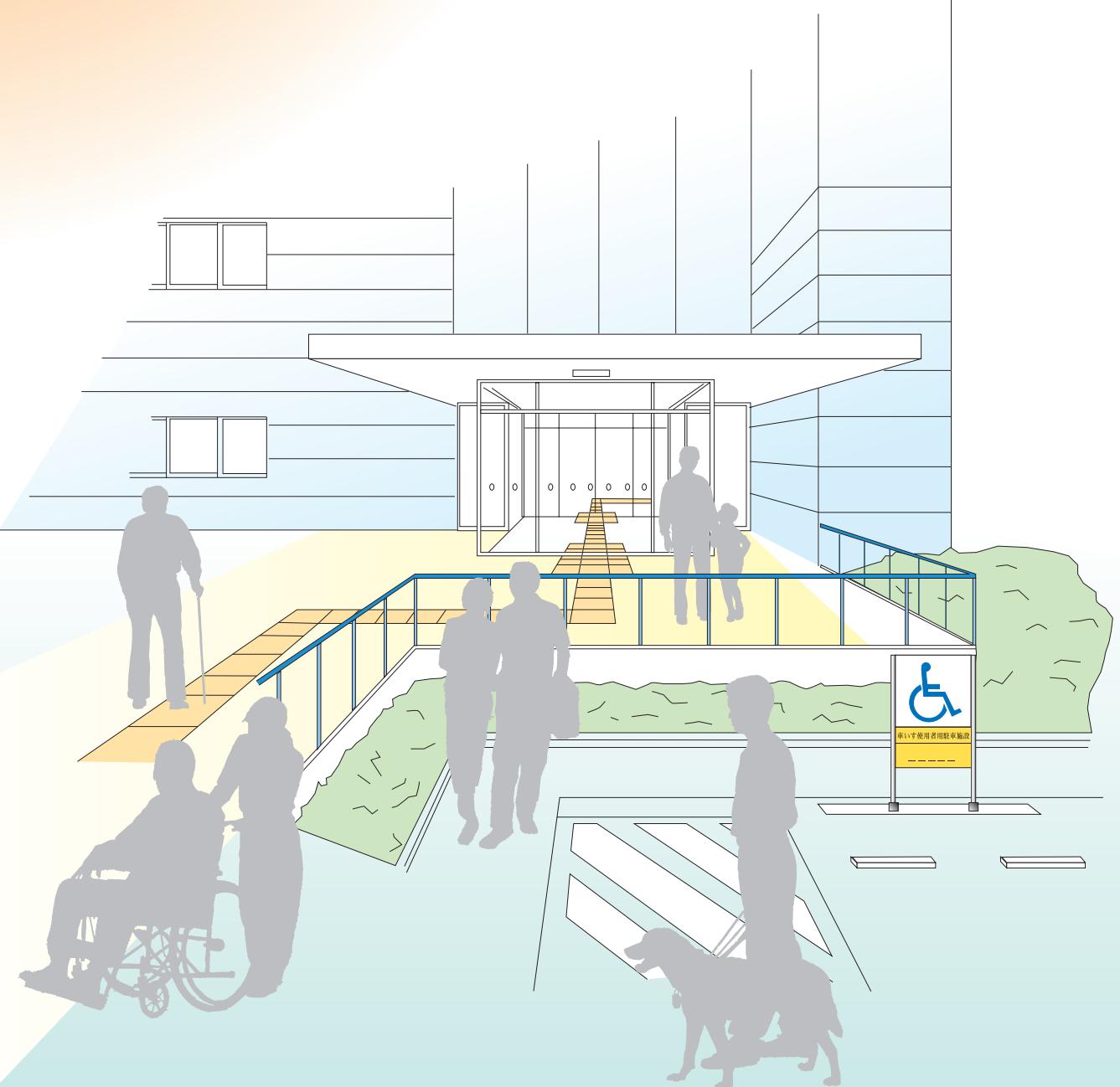


沖縄県福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

【建築物編】



沖縄県

沖縄県福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル【建築物編】

沖縄県

沖縄県

はじめに

沖縄県には、恵まれた自然環境と高齢者や障害者にやさしく温かい風土があります。

そのような誇るべき自然環境や風土の中での交流やふれあいを通して、「心身に障害があっても、年をとっても、自らの意思で自由に行動し、社会に参加することのできるまち」を実現することがみんなの願いでもあります。

沖縄県では、そのようなまちをみんなで創り上げていくために、平成9年に「沖縄県福祉のまちづくり条例」を制定し、多くの方が利用する公共施設等の「物のバリアフリー」化を推進するとともに、互いを理解し、ともに支え合う「心のバリアフリー」を推進してきました。以来、平成17年までの8年間で、社会福祉施設、医療施設、物品販売店舗など800件以上の施設において協議が行われ、高齢者や障害者が利用しやすい施設が増えるなど、福祉のまちづくりが着実に進展している状況です。

一方、条例制定後は、少子高齢化の進展や障害者等の社会参加意識の高まり、「交通バリアフリー法」の制定や「ハートビル法」の改正等、福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢等も大きく変化しています。

そのような変化を背景として、平成17年10月には条例改正を行いました。これにより、整備基準への適合が義務づけられる対象を拡大するとともに、より幅広い利用者を想定して整備基準を充実する等、一層のバリアフリー化を進めていくものです。

このマニュアルは、高齢者や障害者の特性を整理するとともに、新たに条例に加えた整備基準や目標となる基準、整備が望まれる事項、施設整備の際の参考となる事項を分かりやすく解説するものです。なお、整備基準は、条例の性質上、最低限の水準と位置づけてありますので、このマニュアルに沿って整備することはもちろん、常に高齢者や障害者の立場に立って、よりよい生活環境の整備に取り組まれることを願っています。

県、市町村、事業者及び県民の皆様がそれぞれの責務を自覚しつつ、福祉のまちづくりに対する理解を深め、それぞれの立場で取組を進めていただく際に、このマニュアルがその一助となれば幸いです。

平成18年3月

沖縄県福祉のまちづくり条例 前文

沖縄には、亜熱帯・海洋性の豊かな自然環境や中国、東南アジア諸国の人々との長い交流を通して培われたやさしくあおらかな精神、人々が共に助け合っていく相互扶助の習わし等、高齢者や障害者にやさしい、温かい風土がある。

このすばらしい風土の中で、すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいを通して、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現することは、私たちの願いであり、使命である。

こうした社会を実現するため、私たちは、高齢者、障害者等の自由な行動や社会参加の機会を阻んでいる様々な障壁を取り除き、すべての人が自らの意思で行動し、社会参加のできる福祉のまちづくりを推進する必要がある。

本格的な高齢社会を迎つつある今日、私たち一人一人の幸せを大切にする豊かで潤いに満ちた沖縄をつくるため、県、市町村、事業者及び県民が互いに協力し、一体となって福祉のまちづくりに取り組まなければならない。

ここに、私たちは、福祉のまちづくりの実現に向け、共に力を合わせ、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

目 次

沖縄県福祉のまちづくり条例 前文

はじめに

目次

I 沖縄県福祉のまちづくり条例について

1 条例の沿革等	2
2 条例の構成	3
3 条例の概要	4
4 条例の対象者	8
5 施設等の関係	9
6 対象施設	10
7 適用項目表	12
8 条例の逐条解説	16

II 高齢者、障害者等の特性

1 高齢者	38
2 妊産婦、幼児、乳幼児を連れた方	39
3 視覚障害のある方	40
4 車いすを使用する方	42
5 上肢又は下肢に障害のある方	46
6 聴覚障害のある方	48
7 内部障害のある方	50
8 知的障害のある方	52
9 発達障害のある方	52
10 精神障害のある方	53
11 外国人、旅行者	54

III 整備基準の解説

このマニュアルの見方	56
1 建築物（2を除く）	
① 多数の者が利用する経路	60
a 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（利用円滑化経路）	60
b 案内設備までの経路	64
c 出入口	70
d 廊下等	72
e 階段	76
f 傾斜路	82
g 利用円滑化経路を構成するエレベーター等	86
h 敷地内の通路	94
② 利用居室等及び利用設備等	98
a 便所	98
b 駐車場	106
c 客席	108
d 客室	110
e 浴室等	114
f 授乳場所	116
g 受付カウンター等	118
h 公衆電話台	118
i 案内設備	120
j 緊急時の避難設備	122
③ 増築等に関する適用範囲	126
2 新築に係る床面積の合計が200m ² 未満の建築物	130

IV 資料編

1 JIS案内用図記号	134
2 社団法人日本エレベーター協会標準	138
3 参考・引用文献	145